

気象警報発表時における児童・生徒の登下校について

紀宝町に「暴風警報」「大雨警報」「特別警報」

新宮市に「暴風警報」「特別警報」

※紀宝町・新宮市のいずれかに上記の警報等が発表されている場合、
又は校区内に避難勧告・避難指示等が発令されている地区がある場合

1 児童・生徒の登校前に上記のいずれかの警報等が発表されている場合は・・・

(1) 午前7時の時点で上記の警報等が発表されている場合は、児童・生徒は自宅で待機して下さい。

→ 自宅学習して、様子を見ます。

(2) 午前11時になっても警報等が解除にならない場合は、学校を臨時休業にします。

→ そのまま自宅学習とします。

⇒ この場合、特に学校からの連絡はありません。

(3) 警報等が午前11時までに解除された場合は、状況を見て午後1時30分から授業を行います。

→ 授業開始時刻に間に合うように、自宅で昼食を済ませてから登校してください。

⇒ この場合学校からマチコミメール等を使って連絡をします。

※道路・橋等の決壊・浸水等により登校に危険が予想される場合や利用交通機関が停止している場合は、保護者で判断して登校を見合わせて下さい。（必ず学校に連絡して下さい）

2 始業後に上記のいずれかの警報等が発表された場合

(1) 原則として、直ちに授業を中止し、速やかに児童・生徒を帰宅させます。

(2) ただし状況によっては、安全に配慮して学校に待機させることもあります。

3 その他の警報・注意報が発表された場合

※原則として平常通り授業を行います。

・ただし、「洪水警報」等が発表されており、道路の冠水や崖崩れ等の危険性が予想されるときは、保護者の判断により学校に連絡をして、登校を見合わせて下さい。

・学校の方でも危険な状態が予想される場合、学校の判断で全生徒に自宅待機の連絡をしたり、また始業後でも状況により帰宅させることがあります。

⇒ この場合は学校からマチコミメール等を使って連絡をします。

4 津波警報・大津波警報 発表時の対応について

・上記の「暴風警報」を津波警報・大津波警報と読み替えて対応しますが、自身の身体保護、家庭での安全確保を第一として下さい。

始業前の警報等発表に対する対応

紀 宝 町

暴風警報・大雨警報
特別警報

新 宮 市

暴風警報・特別警報

午前7時に上記のいずれかの警報等が発表されている場合
又は校区内に避難勧告・避難指示等が発令されている地区がある場合

自宅待機

(学校からは連絡しません。広報・気象庁等で確認して下さい)

紀宝町・新宮市ともに
午前11時までに解除

自宅で昼食をすませたあと登校し、
授業を行います。(給食はありません)

この場合は、マチコミメール等に
て連絡します。

注

暴風警報・大雨警報・特別警報の解除あるいは、洪水警報等が発表中の場合でも、道路の冠水やがけ崩れの危険性があるなど、その地域の状況に応じて保護者が危険と判断した場合は、学校と連絡をとって、登校を見合わせて下さい。

紀宝町・新宮市いずれかに
午前11時に警報等継続中

臨時休業
学校は休みです。

紀宝町立相野谷中学校
お問い合わせ先
0735-33-1003